

令和 6 年 6 月 2 日現在

機関番号：24405
研究種目：基盤研究(C) (一般)
研究期間：2020～2023
課題番号：20K01371
研究課題名(和文) アクセスプロバイダ等の媒介者に対する差止めの法的根拠に関する比較法制史的研究

研究課題名(英文) Justification for injunction against internet intermediaries from a comparative law and legal history perspective

研究代表者
坂口 甲 (Sakaguchi, Ko)

大阪公立大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号：20508402
交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,100,000円

研究成果の概要(和文)：ドイツ法においては、物権的妨害排除請求権を定める民法1004条の適用又は類推適用によりブロッキングを認めており、テレメディア法第3次改正法もそれを補完するものである。欧州司法裁判所及びドイツ連邦通常裁判所は、ブロッキング請求権を憲法上の権利又は価値との詳細な衡量の対象としている。有体物を客体とする所有権に基づく物権的妨害排除請求権も、判例では、ドイツ民法275条2項の適用により、比例原則の下で請求者と妨害者の利益の衡量の対象とされている。学説上は同規定の適用を認めるべきかどうかについて激しい対立があるが、適用否定説も妨害排除請求権を衡量の対象外とするものではない。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、インターネットを介する情報の流通によって著作権等の権利が侵害された場合におけるブロッキング請求権の基礎づけを考察し、ドイツ法においては所有権に基づく妨害排除請求権がその理論的基礎に据えられていること、ブロッキング請求権においては憲法上の価値の衡量を行うことにより、所有権に基づく妨害排除請求権については当事者間の利益衡量を行うことにより、それぞれ比例原則の下で請求権の限界が画されていることを明らかにすると同時に、ローマ法上の差止めの問題状況の一端を示した。

研究成果の概要(英文)：In German law, the blocking claim is recognized according to or by analogy of Article 1004 of the German Civil Code, which regulates the actio negatoria. In addition, the blocking claim was strengthened by the third law amending the Telemedia Act. When deciding on the claim, the ECJ and BGH case law undertake a comprehensive constitutional balancing of values. According to established case law, Article 275 (2) BGB applies to the actio negatoria under Article 1004 BGB. This means that there is a balancing of interests between the owner and the disturber. There are fierce disputes in the literature as to whether Article 275 (2) BGB is applicable. However, even the view against the applicability does not deny that the actio negatoria is subject to the principle of proportionality.

研究分野：民法

キーワード：妨害者責任 差止請求権 物権的妨害排除請求権 サイトブロッキング

1. 研究開始当初の背景

所有権をはじめとする排他性を有する権利には、違法な権利侵害に対して、その除去を求める差止請求権が認められている。所有権でいえば、物権的返還請求権、物権的妨害排除請求権及び物権的妨害排除請求権がこれに当たる。日本民法は占有訴権についてのみ規定を置いており、所有権に基づく物権的請求権を明示する規定を持たないが、知的財産権は各法に差止請求権の根拠条文を有している（著作権法 112 条、特許法 100 条等）。また、判例は、人格権としての名誉権やプライバシー権等に排他性を認め、その侵害について差止めを認めている（最判平成 14 年 9 月 24 日判時 1802 号 60 頁）。しかし、各法領域における差止請求権の要件効果はまちまちであり、権利の排他性を特徴づける救済手段という点で共通するものの、領域横断的な比較もほとんど行われていない。そのため、新しく生じた問題への対処はアドホックなものとならざるをえず、とりわけ、知的財産権や人格権のようにインターネットを介した情報の流通によって侵害され得る権利については、その実効的な保護の在り方が問題となっている。

2. 研究の目的

本研究は、ヨーロッパの主要な国々における物権的請求権の成立と展開を比較法制史的に基礎づけるとともに、その現代的な応用例である物権的請求権に基づくサイトブロッキング請求等の理論的基礎を論じ、インターネットを介した情報の流通によって行われる権利侵害に対する実効的な法的救済を準備し、その体系化を図るものである。

3. 研究の方法

ローマ法の対物訴権から近代法の物権的請求権への法制史的展開とそれを基礎づけた社会状況とを跡づけ、これを前提として 法典編纂期のヨーロッパ諸国において近代的所有権及び物権的請求権がいかなる制度として設計され、隣接諸領域との関係がどのように整理されていたのかを明らかにし、これが人格権や知的財産権等の所有権以外の排他性を有する権利へと広く援用されるに至った社会的需要と理論的根拠とを論究する。

4. 研究成果

(1)有体物を権利の客体とする所有権に基づく妨害排除請求権は、「物権的」とであると同時に「請求権」とであるという特徴を有している。つまり、妨害排除請求権は、特定の人に対して給付を請求できる権利であるという点において、債権と共通する。そのため、ドイツ法においては、妨害排除請求権に債権法の規定を適用することができないかが議論されてきた。とりわけ、履行請求権の限界事由を定めるドイツ民法 275 条 2 項の規定の適用範囲に妨害排除請求権が含まれるかどうか議論の中心にある。その規定によれば、債務者が給付に要する費用と債権者が給付によって得られる利益を比較し、前者が後者に比べて過大である場合には、債務者は履行を拒絶することができる。この規定は、2002 年の債務法の現代化（債務法改正）に際して、原状回復請求権を限界づけるドイツ民法 251 条 2 項の定める規定を履行請求権について具体化したものであり、比例原則の表れであるとされている。なお、債務法改正前には、同じく債権法に属するドイツ民法 251 条 2 項の規定を妨害排除請求権にも適用できないかどうか問題とされていた。

ドイツ民法制定時から、債権法の規定を物権的請求権に適用する余地は認められていた。判例は、1970 年代に適用否定説から肯定説へ立場を変更して現在に至っているが、学説では、それぞれの立場がなお鋭く対立している。主な争点は、次の 2 点にまとめられよう。

第 1 に、物権的返還請求権と妨害排除請求権の関係性であり、それは妨害排除請求権の内容をどのように理解するのかに由来する。有力説（いわゆる権利篡奪説）によれば、物権的返還請求権の内容は相手方が権利者の所有物の占有をやめることにあり、妨害排除請求権の内容は相手方が請求者の権利領域から退くことにあり、両者の共通性が重視されている。そのため、物権的返還請求権ではドイツ民法 275 条 2 項の適用が否定されているのに、他方妨害排除請求権では適用が肯定されるというのは、評価矛盾であると批判されることになる。もっとも、判例も伝統的見解も両請求権の共通性を否定しており、妨害排除請求権の内容として妨害前の状態への原状回復が認められている。相手方が請求者の権利領域から退くだけでは、所有権の妨害が除去されたというのは十分ではないと考えられているからである。また、物権的返還請求権にはドイツ民法 987 条以下に特則が用意されており、同 275 条 2 項の適用を俟つまでもないと指摘されている。

第 2 に、損害賠償請求権と妨害排除請求権との関係性である。損害賠償請求権は、二当事者間における債務法的関係から導かれるのに対して、妨害排除請求権は、物に対する物的な権利を基礎とするものである。両者は異なる権利保護システムであり、明確に区別しなければならないと指摘されている。この立場によれば、「物権的な」権利である妨害排除請求権には、「債権的な」権利である損害賠償請求権を適用対象とするドイツ民法 275 条 2 項を適用することは否定されることとなる。これに対して、権利が現実に侵害または妨害された場合に生じる請求権のレベルでは、両者は異ならないとみる見解もある。むしろ、重要なことは、個々の給付障害法の規律の規範目的に照準を合わせることであり、その観点から見れば、妨害排除請求権にドイツ民法 275

条2項を適用することも許されると反論されている。

(2)物権的請求権をめぐる議論は有体物を中心に発展して来たが、そこから導き出される差止請求権は、むしろ人格権や知的財産権への侵害を排除又は予防するために主張されて来た。現在では、ソーシャルネットワークサービス(SNS)などのプラットフォームを通じた誹謗中傷や著作権侵害が社会問題化しており、差止請求権はインターネット上の情報を削除する制度として利用されている。すでにインターネットを介して流通する情報による名誉毀損やプライバシー侵害については判例学説の蓄積があるが、インターネットサービスプロバイダ(Internet Service Provider: ISP)に対するブロッキング請求権やコンテンツプロバイダ(Hosting Service Provider: HSP)又はプラットフォーム事業者に対する差止めの範囲などについては見解の一致を見ていない。このうち、ブロッキング請求権については、欧州司法裁判所2014年3月27日先決裁定(C-314/12)が情報社会指令(2001/29/EG)の解釈としてブロッキング請求権を認めたのに対して、日本では通信の秘密を理由としてこれを否定する論調が強い。例えば、ドイツ法は、物権的妨害排除請求権及び物権的妨害予防請求権の根拠規定である民法1004条の適用又は類推適用によってブロッキングを認めており(妨害者責任 Störerhaftung)、ブロッキング請求権を明文で規定したテレメディア法第三次改正法(Telemediengesetz; BT Drucks. 18/12202)もこれを補完するものである。EU法やドイツ法も通信の秘密に相当する基本的人権を保障しているが、これは財産権保障をはじめとする対立する憲法上の権利又は価値との比例原則による衡量の対象とされており、前掲先決裁定及びドイツ連邦通常裁判所(BGH)2015年11月26日判決(BGH GRUR 2016, 268)においても詳細な衡量が行われている。また、HSPやプラットフォーム事業者等の媒介者に対する差止請求の可否及び範囲については、著作権法の領域においては、主として間接侵害論として議論されて来た。間接侵害論とは、HSPやプラットフォーム事業者を著作権侵害の教唆者又は帮助者と位置づけ、これを「間接侵害」と整理したうえで、間接侵害者に対する差止請求権の行使が認められるかどうかを問うものである。しかし、前記のように知的財産法における差止請求権を物権的請求権と同じ性質を有するものとするのであれば、過去の損害の救済(不法行為による損害賠償請求権)において問題になるに過ぎない直接侵害と間接侵害の区別を現在の侵害の停止及び将来の侵害の予防(物権的請求権)に持ち込むのは論理必然ではなく、そのように考えるべき根拠を問いたださなければならない。そこで、インターネットを介する情報の流通によって著作権が侵害される場面を想定し、民法学の見地から間接侵害論の可否を検討した(栗田昌裕「著作権に基づく差止請求権とインターネット上の情報の媒介者」高倉成男ほか編『知的財産法制と憲法的価値』(有斐閣、2022年)123-151頁)。

さらに、前記のような前提から、民法法領域におけるインターネットを介する情報流通の差止めについて基礎理論的な研究を行った。第一に、本研究の初期にはブロッキング請求権が主たる論争の対象となっていたが、その後、論争の焦点はプラットフォーム事業者に対する法規制へと移行した。プラットフォーム事業者は、プラットフォームのアーキテクチャと利用規約(約款)の設計により、事実上、知的財産法によって認められている範囲を超えて自らの利益を確保できるようになっていたからである。例えば、電子書籍を配信するプラットフォームでは、著作権法上それが認められているかどうかにかかわらず、利用者がその1ページを複写することを禁じることができる。これは、その電子書籍閲覧用ソフトウェアの仕様として事実上複写できないようにすることによっても、利用規約にその旨の規定を置くことによっても達成することができる。このような傾向は本研究の初期からすでにあったが、複製物を自己の所有する記憶媒体に保存する形式(ダウンロード型)から、定額料金で一定のコンテンツを事由に利用できる形式(サブスクリプション型)へと著作物の利用形態が変化することによってより顕著になった。栗田昌裕「アーキテクチャによる法の私物化と著作権制度」田村善之=山根崇邦編著『知財のフロンティア1』(勁草書房、2021)は、このような側面を比較法的に明らかにしたものである。

もっとも、仮にプラットフォーム事業者が著作権の制限規定に配慮してアーキテクチャを設計し、利用規約を起案したとしても、これによって最終消費者(エンドカスタマー)の利益が十分に保護されるわけではない。例えば、紙の書籍を所有する者は、これを永続的に閲覧でき、貸与、転売又は相続することもできる。しかし、電子書籍を購入した者は、永続的な閲覧を保障されるわけでもなく、通常は、貸与、転売又は相続することもできない。これは現行著作権法の構造に由来する相違であり、電子書籍に固有の利便性を加味しても市場を通して適正に価格に反映されることは必ずしも期待できない。そこで、最終消費者の権利という観点から、適法な一次売買によってソフトウェアや電子書籍についても知的財産権が消尽することを認めるかどうかという問題(デジタル消尽)についての検討を行った(栗田昌裕「デジタルコンテンツの流通と消尽原則」情報通信政策研究5巻1号49-76頁)。これは、物-データ-著作物(コンテンツ)というドイツ法学説の区分を手がかりとして、最終消費者に「権利」を設定することの意義を問うものであり、著作権者の差止請求権をこれまで語られなかった側面において制限する意味を有している。

そのほか、人格権としてのプライバシーの権利と個人情報の保護について検討を行った。すでに判例はプライバシーに属する情報の公表について差止請求権の行使を認めており(最決平成29年1月31日判時2328号10頁、最判令和4年6月24日民集76巻5号1170頁)、個人情報保護法が個人情報の閲覧、訂正及び利用停止請求権を規定しているが、その実効性には限界がある。とりわけ、プラットフォーム事業者が競争優位を確保するための財としての性質を有するようになったユーザーのパーソナルデータの取扱いについて、十分に経済合理的なルールとなって

いるかどうかは検討の余地がある。そこで、先行する EU 一般データ保護規則 (Regulation - 2016/679) との比較において、プラットフォーム事業者間の公正な競争を確保し、これを通じてプライバシー及び個人情報の保護を図る制度的方策について検討した(栗田昌裕「デジタルプラットフォームと個人情報の保護」現代消費者法 48 号 44-52 頁〔消費者法学会予稿〕、消費者法 13 号 25-29 頁〔消費者法学会紀要〕、中田邦博=鹿野菜穂子編『デジタル時代における消費者法の現代化』(日本評論社、2024 年 2 月) 121-147 頁〔前記予稿をその後の議論に応じて改稿〕)。なお、本研究を開始した 2020 年はいわゆるコロナ禍と時期を同じくしており、新型コロナウイルス感染症のいわゆる五類移行を契機として、感染症対策との関係での検討も行っている(栗田昌裕「感染症対策と個人情報の保護」法律時報 95 巻 4-9 頁)。

(3) 論考「ティベリス氾濫とローマ的差止(又は妨害排除、あるいは物権的請求権)」法学論叢 192 巻 1~6 号(2023 年 3 月) 297-365 頁は、A の有する煉瓦などが氾濫時に流され、B の有する地に残置された事案を扱う。この「流下物残留状況」において、A が煉瓦を持ち去る権能と、B がこれを妨げる権能とは、原理的に対立する。このとき、B が A の引去りを差し止める思考・志向は、B の所有権に基づく妨害排除請求にも見える。しかし、ローマ人の史料によれば、対立する利害を調整したのは、A による引取を B は甘受する必要があるとの前提に立った上で、なお B の土地や構造物に採取時に生じ得る損害を担保する保証の提供を B が A に請求する、という言わば「債権的」関係であり、これを通じた二当事者間での権利義務である。こうして「物権的」とされる請求の内容と構造に再検討の余地を示し、これを促すものであった。

なお、上記成果に対しては、既に民事法学の観点から、吉原知志氏による書評が『ローマ法雑誌』第 5 号(2024 年 3 月) 129-149 頁に公表されている。同氏によれば、上記論考は、物権的請求権概念を再検討することを通じて、請求概念そのもの、ひいては「権利」概念の内実にも再考を迫るものとして、実定法学にも大いに資するものと位置付けられている。すなわち、古代ローマでは、共和政の崩壊とこれに代わる元首政の誕生に同時並行的に「所有権」概念の生成及び定着が見られ、占有保護よりも本権思考が優先されるに至ったところ、これと同様の本権を前提とした物権的請求権の性質理解が、資本主義社会の展開過程でこれを必要とした近代ドイツ法を経由して現在の日本民法にも継受されたのであり、その特殊な価値判断が今なお温存されている。しかし、翻って再考すれば、むしろ本権に先立つ占有状態の保全こそが喫緊の課題である場合に、その実現手段に関して、ローマ的差止に示唆を求めることで、社会構造分析の上に史実を踏まえた確かな比較の素材を得ることができる。これこそ、本研究の課題である媒介者に対する差止め論的根拠論にとって、同論考が大きな成果たる所以である。

また、法制史学会の機関誌『法制史研究』の 74 号(2025 年 3 月刊行予定)では、法史学の観点から同論考に対する書評が別途掲載予定である旨、編集委員会から通知を得ている。

(4) 古代ローマ世界においては、裁判による紛争解決の現実としては弁論術に長けた者たち(代表的には弁論人 *advocatus*) が大きな役割を果たしていたため、法実務の解明という観点からは法史料のみならず弁論術(レトリック)に関する著作の分析も重要である。そのため、研究期間の前半期においては、弁論術史料の中でも特に実務的な内容を含む模擬弁論史料を分析の主たる対象とし、法史料に現れてくる諸制度と弁論術史料における類似の問題の扱いとの関係について知見を深め、2022 年にかけて論文としても結実させた。

しかしながら、その検討において、それぞれが扱う対象としては同様の問題を想定していながらも、法史料と弁論術史料とではその議論にかかる表現が言語的にも文脈的にも異なってくるということもまた明らかとなった。そのため研究期間の後半期においては、両分野の対話をより効果的なものとし、法実務における実態の理解をクリアなものとするために、共通の言語的な基盤をまず構築することに注力した。その際、古代ローマについてはとりわけ法史料の著者である法学者の側に特殊な言語の用法が存在しているため、それについての最大の史料である学説彙纂第 50 巻第 16 章(章題「言葉の意味について」)の内容を詳細に検討し、本邦において初めての全訳をも公表するに至った。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計16件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 佐々木健	4. 巻 194-1
2. 論文標題 古代ローマの財産持戻し (collatio bonorum) と相続結合 (conjunctio) 覚書(3・完)	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法学論叢	6. 最初と最後の頁 1-14
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐々木健	4. 巻 193-4
2. 論文標題 古代ローマの財産持戻し (collatio bonorum) と相続結合 (conjunctio) 覚書(2)	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法学論叢	6. 最初と最後の頁 1-20
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐々木健	4. 巻 193-3
2. 論文標題 古代ローマの財産持戻し (collatio bonorum) と相続結合 (conjunctio) 覚書(1)	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法学論叢	6. 最初と最後の頁 1-14
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 栗田昌裕	4. 巻 95-9
2. 論文標題 感染症対策と個人情報の保護	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 4-9
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 粟辻悠	4. 巻 4
2. 論文標題 学説彙纂第50巻第16章邦訳	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 ローマ法雑誌	6. 最初と最後の頁 1-99
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.14989/ARK4_1	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 佐々木健	4. 巻 192巻1=6号
2. 論文標題 ティベリス氾濫とローマの差止 (又は妨害排除、あるいは物権的請求権)	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法学論叢	6. 最初と最後の頁 297-365
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 栗田昌裕	4. 巻 293
2. 論文標題 第三者による賃借物の占有と妨害排除	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 別冊ジュリスト	6. 最初と最後の頁 102-103
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 栗田昌裕	4. 巻 506
2. 論文標題 ツイッターの運営者に対するプライバシーに属する事実を摘示するツイートの削除請求が認められた例	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 146-146
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐々木健	4. 巻 796
2. 論文標題 歴史の中の法への誘い	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 43-48
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 栗田昌裕	4. 巻 1565
2. 論文標題 独占的ライセンスと差止請求権	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 40-46
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 栗田昌裕	4. 巻 0
2. 論文標題 著作権法に基づく差止請求権とインターネット上の情報の媒介者	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 知的財産法制と憲法的価値	6. 最初と最後の頁 123-151
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐々木健	4. 巻 0
2. 論文標題 古代ローマの道路管理	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 古代ローマ人の都市管理	6. 最初と最後の頁 215-231
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 粟辻悠	4. 巻 71-6
2. 論文標題 模擬法廷弁論における登場人物の造形とその動機の設定について(2・完): 法廷に向けた訓練としての側面に着目して	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 関西大学法学論集	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐々木健	4. 巻 92巻4号
2. 論文標題 ローマ法の参照例 占有訴権と明文なき物権的請求権	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 36-41頁
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐々木健	4. 巻 188巻4=5=6号
2. 論文標題 古代地中海世界における小切手または信用状	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学論叢	6. 最初と最後の頁 246-263頁
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 粟辻悠	4. 巻 70巻4号
2. 論文標題 模擬法廷弁論における登場人物の造形とその動機の設定について(1)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 関西大学法学論集	6. 最初と最後の頁 869-907頁
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計13件（うち招待講演 4件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 佐々木健
2. 発表標題 却下と棄却：民事訴訟と古代ローマの《法》
3. 学会等名 比較歴史社会学研究会 7回大会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 佐々木健
2. 発表標題 D. 5.3.19.2：相続回復請求の対象
3. 学会等名 日本ローマ法研究会第7回大会
4. 発表年 2024年

1. 発表者名 粟辻悠
2. 発表標題 The Reception of Western Law in Japan
3. 学会等名 Lecture on International Private Law (Zurich University) (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 佐々木健
2. 発表標題 ティベリス氾濫とローマ的妨害排除
3. 学会等名 基礎法研究会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 佐々木健
2. 発表標題 Dig.39.2.9.1 (Ulpianus 53 ad ed.)とローマの洪水について
3. 学会等名 日本ローマ法研究会第6回大会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 坂口甲
2. 発表標題 所有権に基づく妨害排除請求権に関する一考察
3. 学会等名 大阪市立大学民法研究会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 粟辻悠
2. 発表標題 日本語でローマ法を学ぶということ：学説彙纂第50巻第16章を素材として
3. 学会等名 日本ローマ法研究会第5回大会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 佐々木健
2. 発表標題 古代地中海世界における小切手または信用状
3. 学会等名 ローマ法研究会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 佐々木健
2. 発表標題 ローマの胎児訴訟とその文脈
3. 学会等名 ローマ法研究会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 佐々木健
2. 発表標題 D.5.2.6.2 (Ulpianus 14 ad ed.)
3. 学会等名 日本ローマ法研究会第4回大会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 栗田昌裕
2. 発表標題 コメント：個人情報保護法制における「同意」と自己決定の性質
3. 学会等名 パーソナルデータ+ 研究会（招待講演）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 栗田昌裕
2. 発表標題 デジタルプラットフォームと個人情報の保護
3. 学会等名 日本消費者法学会（招待講演）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 栗田昌裕
2. 発表標題 デジタルコンテンツの流通と消尽の原則
3. 学会等名 情報通信法学研究会メディア法分科会（招待講演）
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 坂口甲	4. 発行年 2024年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 396
3. 書名 履行不能法の形成と発展	

1. 著者名 栗田昌裕	4. 発行年 2024年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 528
3. 書名 中田邦博 = 鹿野菜穂子編 デジタル時代における消費者法の現代化	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	栗田 昌裕 (Kurita Masahiro) (30609863)	名古屋大学・法学研究科・教授 (13901)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	粟辻 悠 (Awatuji Yu) (50710597)	関西大学・法学部・教授 (34416)	
研究分担者	佐々木 健 (Sasaki Takesi) (70437185)	京都大学・法学研究科・教授 (14301)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関